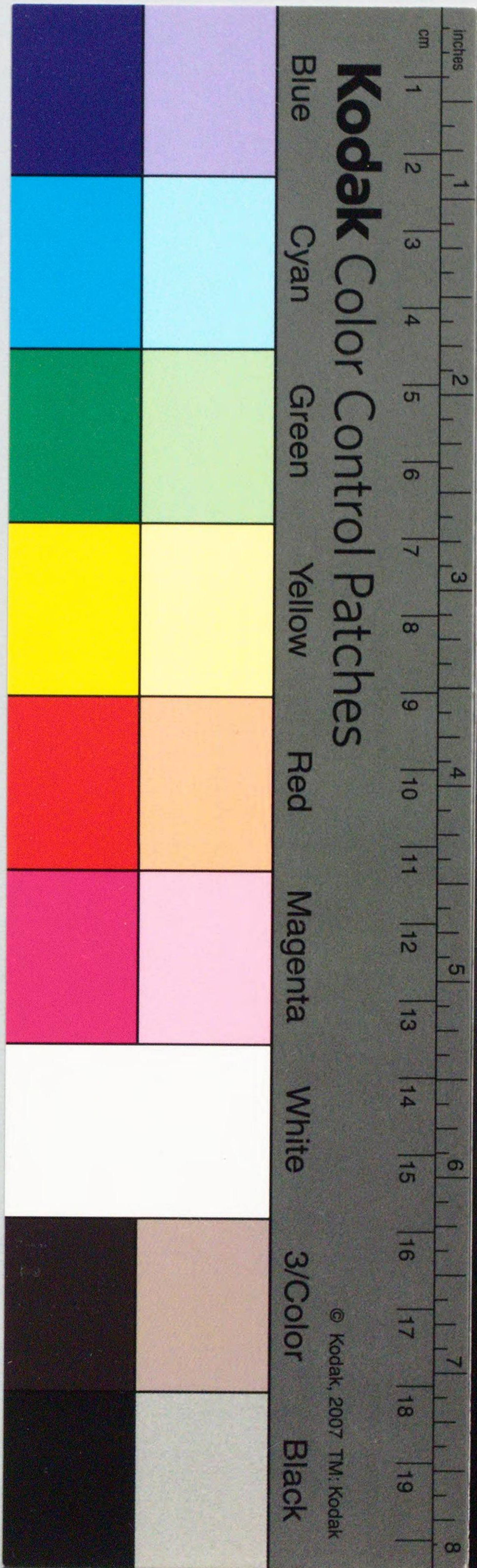


Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007. TM: Kodak



号外 (物價第二号)

官報

告示

物價廳告示第十号
昭和二十三年八月物價廳告示第七百十四号
(故紙の販賣價格の統制額指定の件)中一部を次のように改正する。

物價廳長官臨時代理
國務大臣 周東 英雄
昭和二十四年一月十三日

物價廳告示第十一号
昭和二十三年七月物價廳告示第四百四十八号
(洋紙、板紙の販賣價格の統制額指定の件)中一部を次のように改正する。

物價廳長官臨時代理
國務大臣 周東 英雄
昭和二十四年一月十三日

物價廳告示第十三号
物價統制令第四條の規定によつて、黄血カリ、赤血カリの販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十二年十月物價廳告示第九百一十号(カリ薬品類の統制額指定の件)中黄血カリ、赤血カリの統制額を廃止する。

物價廳告示第十四号
物價統制令第四條の規定によつて、更生防寒帽子の販賣價格の統制額を次のように指定する。

物價廳長官臨時代理
國務大臣 周東 英雄
昭和二十四年一月十三日

二、板紙の附記条件(9)の項の次に左の項を追加する。

(10)此の表の調合中、白洋紙截落はその割合にSP20%以上GP80%以下、洋紙反古及び洋紙屑はGP100%を以てこれに代へることができる。

物價廳告示第十二号
物價統制令第四條の規定によつて、特殊容器(染料入り羽、露髪)の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十三年四月物價廳告示第二百五十号(染料、入り羽、露髪)の販賣價格の統制額指定の件)は廃止する。

昭和二十四年一月十三日
物價廳長官臨時代理
國務大臣 周東 英雄

第一、統制額表
品名 数量 製造業者販賣價格の統制額
特殊容器染料入り羽 露髪 一ダース当 三〇〇〇〇

第二、販賣条件その他
一、この表の製造業者販賣價格の統制額は、製造業者の工場又は店先渡し價格で荷造及び包装費を含むものとする。

物價廳長官臨時代理
國務大臣 周東 英雄
昭和二十四年一月十三日

一、統制額表
品名 使用原布 規格 單位 生産業者販賣價格の統制額

更生防寒帽子(帽ラシヤ) スキー帽型一箇 一三〇・五〇 一五二・五〇 一八〇・〇〇

物價廳告示第十五号
昭和二十三年八月物價廳告示第七百十八号(ソリス(ウスターソリス)の販賣價格の統制額指定の件)中次のように改める。

昭和二十四年一月十三日
物價廳長官臨時代理
國務大臣 周東 英雄

附記二及び三を次のように改める。
一、容器詰(露詰)のものを除く(一)のものを容器附で販賣するときの加算額(容器代及び荷造費)及び容器詰のものを容器食で販賣するときの加算額並びに空容の引取額(最低額)は左の額によるものとする。

容器の種類 加算額 引取額
一斗壺 三二〇〇〇 二八〇〇〇
一斗樽 一五〇〇〇 一四〇〇〇
二斗樽 一三三〇〇 一七五〇〇
三斗樽 一三〇〇〇 一八〇〇〇

但し、小賣業者が販賣するときの加算額は、前項の引取額の範囲内とする。
三、露詰のもの販賣價格の統制額は、左の額によるものとする。

Table with columns for container types (e.g., 一合詰壺六打入一箱), manufacturer selling price, and wholesaler selling price. Includes various sizes and quantities.

正誤

昭和二十三年五月一日官報号外(物價第四十一号)物價告示第百五十六号(原價計算を爲すべき物品指定の件)中第六項の部一頁下段初行「重包装紙」は「重包装紙袋」の、同年八月十三日官報号外(物價第九十五号)物價告示第百六十号(電氣絶緣布管の販賣價格の統制額指定の件)中五頁上段終りから七行長の部「一五」は「一二」の、同年九月二十五日官報号外(物價第百二十一号)物價告示第百三十二号(絞括及び絞染加工料金の統制額指定の件)中一のイの部三頁二段四行十單位を超え十一單位までの下「四九七九」は「五二〇三」の、一、ロの部同段末行十單位を超え十一單位までの下「六五〇九」は「六七九四」の、同年十月一日官報号外(物價第百二十四号)物價告示第百七十四号(育児食の販賣價格の統制額指定の件)中ばら(容器貸)の製造業者販賣價格の統制額「二二〇」は「六四二〇」の、同年十一月十八日官報号外(物價第百四十六号)物價告示第百六十号(紙製品文具類の販賣價格の統制額指定の件)中一頁下段一、二、三、四の部「仙貨紙一」は「仙貨紙二」の、同年十二月二十日官報号外(物價第四十七号)物價、商工省告示第四号(政府の收納するアルコールの賠償價格指定の件)アルコールキロリットル当り賠償價格の改正表中九十九度以上の行昭和二十三年生産原料の「一〇四、一一、〇〇」は「一〇五、一六四、〇〇」の、昭和二十三年産干原料の「一五九、九四、〇〇」は「一六一、五五、〇〇」のいずれも誤り。

總理廳事務官(物價廳)

定價一部二円(發行所)  
 (官報本紙) 印刷局  
 東京都新宿区市谷本村町  
 電話九段五三〇  
 接警東京一九〇〇〇